参考様式第５－１号

う農農政第２２５００１号
令　和　8　年　11　月　11　日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

うるま市長　　中村　正人

市町村名 （市町村コード）	うるま市 （47213）
地域名 （地域内農業集落名）	具志川北地区 （　　天願、昆布、栄野比、川崎　　）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月20日 （第3回）

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域農業の現状及び課題

・本地区は、土地改良事業による基盤整備が少なく、住宅地や軍用地が混在していることもあり、農用地面積が比較的少ない地域である。
・サトウキビ、野菜、果樹、花卉、繁殖牛、養豚等の多種多様な農業経営がされている。
・かんがい施設が整備されておらず、農業用水の確保が必要である。
・農業者の高齢化や担い手不足が課題であり地域農業の維持発展に向けて施設栽培（ビニールハウス）などの少ない面積で行える経営も考えられている。
・地権者の承諾が得られず、農地を借りることが困難である。
・繁殖牛経営が増加している一方で、堆肥処理が課題となっている。

（２）　地域における農業の将来の在り方

・新規就農を希望する者へ助言を行うなど、後継者の育成を進めていく。
・農地や作目の集約を図る。
・ビニールハウスを活用した農業を拡充する。

２　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（１）　地域の概要

区域内の農用地等面積	6　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

土地改良区域内及びかんがい施設受益地、多面的機能交付金対象地、基盤整備事業対象地に含まれる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を通じて、農業を担う者へ集約化を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業の活用を基本とする。
（3）基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業については、地域の状況に応じて検討していく。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
具志川北地区で営農している担い手を中心に育成し、地区外からの参入者についても検討する。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JAおきなわ中部地区さとうきび対策室において、さとうきび生産者から収穫機械の作業、さとうきびの植付作業の委託を受託している。
（6）遊休農地の解消に向けた取組方針
市の遊休農地再生利用・水源対策事業を活用し、遊休農地の再生に取り組むとともに、遊休農地の未然防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・ビニールハウスを活用した農業を拡充する。
・農業用水の施設を整備する。